

## 教育課程の弾力化に関する整理

	不登校児童生徒を対象とした特別の教育課程編成【児童生徒課】	教育課程特例校制度【教育課程課】
趣旨	不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができることとするものであること。	各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校に指定する。
指定の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「不登校児童生徒等」を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとする。</li> <li>○教育課程の基準によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて小学校等を指定する場合とすること。</li> <li>○教育課程の規定によらない場合における高等学校の全課程の修了の認定について、特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校の指定に係る実施計画に従った教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は習得した生徒について行うものとする。</li> <li>○その他所要の規定の整備を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。</li> <li>○総授業時数が確保されていること。</li> <li>○児童又は生徒の発達段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。</li> <li>○保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。</li> <li>○児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。</li> </ul>
学校数等 (H.26.4.1 現在)	指定校数 11 校 (小学校 2 校、中学校 2 校、高等学校 2 校：公立 5 校、私立 6 校 ※別紙一覽参照)	指定校数 2,775 校(指定件数 249 件) (国立 8 校、公立 2,722 校、 私立 43 校 ※学校法人シュタイナー学園、株式会社エル・シー・エー、学校法人幕張インターナショナルスクールなど)

「不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の弾力化」について

別紙

以下の学校において、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成している。

学校名	管理機関	所在地	事業の概要
八王子市立高尾山学園小学部・中学部 (平成16年4月開校)	八王子市教育委員会	東京都八王子市	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)	京都市教育委員会	京都府京都市	不登校生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
「ぎふ・学びの部屋」(岐阜市立陽南中学校分教室) (平成16年5月開校)	岐阜市教育委員会	岐阜県岐阜市	不登校生徒の学校復帰を支援するため、「ぎふ・学びの部屋」を設置し、学年を超えた少人数での習熟度別指導や集団生活へ適応するための指導などを行う。
学科指導教室「ASU」 (平成16年4月開校)※小・中学校	大和郡山市教育委員会	奈良県大和郡山市	不登校児童生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
星槎中学校 (平成17年4月開校)	学校法人国際学園	神奈川県横浜市	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース) (平成18年4月開校)	学校法人日章学園	鹿児島県日置市	「産業社会と人間」、「進路研究(自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
東京シューレ葛飾中学校 (平成19年4月開校)	学校法人東京シューレ学園	東京都葛飾区	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法を学ばせる。
京都市立洛友中学校 (平成19年4月開校)	京都市教育委員会	京都府京都市	学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す。
日本放送協会学園高等学校 (平成20年4月開校)	学校法人日本放送協会学園	東京都国立市	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
星槎名古屋中学校 (平成24年4月開校)	学校法人国際学園	愛知県名古屋市	「基礎学力」及び「社会に適應する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
星槎もみじ中学校 (平成26年4月開校)	学校法人国際学園	北海道札幌市	「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適應する能力」の向上を目指す。

\* 特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化

## 不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行っている場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

### 背景

不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
- ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている

者がおり、このような者に対する支援が求められている。

### 対応

**不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、校長は指導要録上出席扱いとすることができる**（その学習活動が学校復帰に向けての取組であり、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合）

**家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の学校復帰  
社会的自立に向けた進路選択** を支援

### 出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ITや郵送、FAXなどの通信方法を活用した学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

#### 【留意事項】

- ・出席扱いすることが不登校の悪化につながらないように留意
- ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの防止
- ・専門家以外の者が対面指導を行う場合には、事前の研修等を行う
- ・出席扱いとすることができる日数は規程等の作成により判断